

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議
会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
1	P1	第1章 表題	表題 地域の未来を協創する協働のまちづくり →そろそろ「まち」という表現は再検討の時期ではないか。県総合計画では「県づくり」、伊那市景観計画では注釈をつけた経緯がある(街、町など)。「地域づくり」といった表現がよく使われるのでそれらの例も参考にしたい。		原案のとおり	第1章の表題である「地域の未来を協創する協働のまちづくり」につきましては、基本構想において定めている基本目標に沿ったものです。基本構想につきましては、令和10年度までの期間で定められており、今回は修正等を行わないため、このままの表題とさせていただきます。	事務局
2	P2	1-1-1 協働・市民参画 【前期基本計画での主な取組】	市長への手紙によって住民意見の聴取をしているので、市長への手紙について記載するべきではないか。		P11 1-2-1 行政運営 【前期基本計画での主な取組】 新たに下記の一文を加えます。 ○市長への手紙等により、市民の意見を広く聴取しました。	ご意見をもとに修正しました。	企画部
3	P2	1-1-1 協働・市民参画 【前期基本計画での主な取組】	○地区懇談会やおでかけ講座などを通じて、分りやすい情報提供に努めるとともに、積極的な行政情報の発信を行いました。 →地区懇談会とは何か。何を指しているのか。			各種事業における地区説明会や、市長とかたりた伊那等を指しています。	企画部
4	P3	1-1-1 協働・市民参画 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 協働のまちづくりの推進	○行政評価制度等を通じて行政が行うべき事業と市民や民間などが主体的に行う事業の見直しを行い、市民や地域の活動を支援しながら協働のまちづくりを推進します。 →「見直し」では、修正ありきであるので、「検証」としてはどうか。	○行政評価制度等を通じて行政が行うべき事業と市民や民間などが主体的に行う事業の見直しを行い、市民や地域の活動を支援しながら協働のまちづくりを推進します。	○行政評価制度等を通じて行政が行うべき事業と市民や民間などが主体的に行う事業の検証を行い、市民や地域の活動を支援しながら協働のまちづくりを推進します。	ご指摘のとおりですので、ご提案どおりに修正します。	総務部
5	P3	1-1-1 協働・市民参画 【後期基本計画における施策と展開方針】 2 市民参画の充実と人材の育成	様々な計画策定時等に市民アンケートを実施しているので、市民アンケートについても記載するべきではないか。	○審議会委員の公募やパブリックコメントの実施など、様々な場面で市民が市政へ参画する機会の充実を図り、市政への意見の反映に努めます。	○アンケート調査やパブリックコメントの実施、審議会委員の公募など、様々な場面で市民が市政へ参画する機会の充実を図り、市政への意見の反映に努めます。	ご意見をもとに修正しました。	企画部
6	P3	1-1-1 協働・市民参画 【後期基本計画における施策と展開方針】 3 行政情報の提供と共有化の促進	○市の保有情報のオープンデータ化を推進し、 市の保有情報となると、個人情報提供される懸念を持つ人もいないのではないか。個人情報を含むものではない旨の追記が必要ではないか。	市の保有情報のオープンデータ化を推進し、行政の透明性及び活用機会向上を図るとともに、公共的な課題解決に向けたデータ活用等の取組を市民参加型で行います。	公開可能な市の保有情報のオープンデータ化を推進し、行政の透明性及び活用機会向上を図るとともに、公共的な課題解決に向けたデータ活用等の取組を市民参加型で行います。	ご意見をもとに、個人情報など公開に不適切なものを除く旨追記しました。	企画部
7	P3	1-1-1 協働・市民参画 【各主体に期待される役割分担の例】	表に「事業者等」が入っていてよいが、第2回会議の中で、序論の文中では「各種団体に事業者が入っているから」との理由であったが、ビジョン全体の中で整合が大切ではないか。	I はじめに 第1章 計画策定にあたって 第1節 計画策定の趣旨 また、地方分権の進展により、地方自治体の自由度と責任が拡大されていく中で、地方創生の視点から本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、市民や地域、各種団体など多様な主体の参加と協働による取組の重要性が今まで以上に高まっています。	I はじめに 第1章 計画策定にあたって 第1節 計画策定の趣旨 また、地方分権の進展により、地方自治体の自由度と責任が拡大されていく中で、地方創生の視点から本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、市民や地域、事業者、各種団体など多様な主体の参加と協働による取組の重要性が今まで以上に高まっています。	ご意見をもとに、「I はじめに」の該当箇所に「事業者」の記載を追加します。	事務局
8	P4	1-1-1 協働・市民参画 【まちづくり指標 (KPI)】	審議会等における公募委員の応募倍率 ⇒元々、応募が少ないものをもう少しよくしようというのも少し寂しく感じるし、市民が市政に参加したい気持ちをKPIで表すとこれなのかということも少し寂しい。これ以外のKPIがないのか。 もし掲げるのだとしたら、審議会の中身をもっと知ってもらおうとか、審議会における公募委員の応募の仕方の検討を。	【まちづくり指標 (KPI)】 審議会等における公募委員の応募倍率 (合計) 目標値 0.80倍	【まちづくり指標 (KPI)】 審議会等における公募委員の応募倍率 (合計) 目標値 1.0倍	公募委員の割合を高めることが市民参画の充実に必要であり、また、市民参画の充実度合いを定量的に把握できる指標と考えておりますので、KPI自体は原案どおりとさせていただきます、各審議会における委員公募時に応募者が増加する手法について検討、実施します。 また、KPIの目標値を0.8倍から1.0倍に修正します。	総務部 企画部
9	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ 【前期基本計画での主な取組】	○コミュニティ施設の整備及び自治組織への各種支援を行いました。 →コミュニティ施設は、周知されて使われる用語か。(P28では市有施設と記載)			ここに記載されているコミュニティ施設は、市有施設ではなく、いきいき交流施設等、地元の集会施設を指しています。 こうした施設の整備に対して補助等を行いました。	企画部
10	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ 【施策分野における現状と課題】	○防災、環境保全、福祉など、多様化する地域課題の解決に向け、地域協議会や地域自治組織(以下「地域協議会等」という。)の活動の充実を図る必要があります。 →行政の取組みも加え、「活動とその支援の充実を図る必要があります。」と、するべきではないか。	防災、環境保全、福祉など、多様化する地域課題の解決に向け、地域協議会や地域自治組織(以下「地域協議会等」という。)の活動の充実を図る必要があります。	防災、環境保全、福祉など、多様化する地域課題の解決に向け、地域協議会や地域自治組織(以下「地域協議会等」という。)の活動とその支援の充実を図る必要があります。	ご提案のとおり修正します。	企画部
11	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 地域自治組織との連携	○市職員の地区担当制度等の活用により、地域の課題解決に向けた自治会の主体的な取組を積極的に支援します。 →現在も機能しているのか。			2年任期で職員を任命し、地区の区長会で周知しています。区長からの相談や提出書類の預り等担っています。	企画部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
12	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ【後期基本計画における施策と展開方針】 1 地域自治組織との連携	○市職員の地区担当制度等の活用により、地域の課題解決に向けた自治会の主体的な取組を積極的に支援します。 →自治会という表現は地域によって多様である。各地の例(自治区など)を示したい。			89区、94町内会の183組織を自治会として、行政との連絡調整を担ってもらっています。	企画部
13	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ【後期基本計画における施策と展開方針】 1 地域自治組織との連携	○市職員の地区担当制度等の活用により、地域の課題解決に向けた自治会の主体的な取組を積極的に支援します。 →加入率の現状の評価をもう少し明確にしたい。			<p>人それぞれの価値観や生活様式も多様化し、自治会の活動もこれまでどおりでは維持継続が難しくなっていくことが想定されます。コロナ禍により、自治会の会議や行事など役員の負担軽減も含めた見直し等をしている自治会もあり、市としては、そのような改善事例を収集し、各自治会へ情報提供しながら自治会の運営見直しについて支援を図っていきます。</p> <p>自治会は、日々の支え合いや、災害時の助け合いなど個々にとって一番身近な拠り所となる組織と考えており、引き続き加入を促進していきます。</p> <p>【KPI算出根拠】 市内世帯数27,100 R4の自治会加入世帯20,000 自治会加入率73.7%</p> <p>1%増加するためには200世帯加入必要 目標値75%にするには400世帯加入必要</p> <p>新たな定住施策として、新築住宅建設に対する補助金をR5より新設。自治会加入を行い地域で活動することを要件としています。3年間で540件を見込むため、今回のKPIの目標値として75%を設定しました。</p> <p>自治会も、新たな人や事を受け入れる機運を醸成することで、地域の魅力を感じ自主的な加入が促進され、その結果、加入率の上昇につながっていくことが理想と考えています。</p>	企画部
14	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ【後期基本計画における施策と展開方針】	自治会加入率のことやコミュニティ作りについては、相当、粘りっこい方針と気構えをしていかないとならない。特に地域に入ってそういった訴えと説明をしなければならない。住民が主体になる風土というものをどういったプロセスを経て確立させていくかということを真剣に考えていかなければならない。				企画部
15	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ【後期基本計画における施策と展開方針】	どうしたら加入率が高い自治会になるのか、あるいは、自治会そのものが本当に必要なかを含めてこれを機会に考えてもらいたい。				企画部
16	P5	1-1-2 地域自治・コミュニティ【後期基本計画における施策と展開方針】	自治会については、地域の皆さんと行政と一緒に重要な課題として取り組んでいくという方向性を記載してもらいたい。				企画部
17	P6	1-1-2 地域自治・コミュニティ【まちづくり指標(KPI)】	自治体の加入率を重要視しているわりに目標値が10年前の実績値と変わっていない。それほど難しいのであれば、そのパーセンテージを考えるべきであるし、そうでなければ、いろんな施策がまだ足りないということ。その比較のためにこの75%という目標値を設定せざるを得ないのかもしれないが、KPIは重要であるので、その数字の裏付けとしての施策を取るべきではないか。				企画部
18	P6	1-1-2 地域自治・コミュニティ【まちづくり指標(KPI)】	自治会については、加入率を上げることが目指す姿なのかということの再考を。もし、上げるということであれば、自治会が本来あるべき姿というものをもう一度見直す時期に来ていると思う。			企画部	
19	P6	1-1-2 地域自治・コミュニティ【後期基本計画における施策と展開方針】 1 地域自治組織との連携	○地域活動の継続的な実施や地域の文化・伝統の継承を図るため、地域とともに自治会への加入促進策に積極的に取り組みます。 →「自治会への加入促進策に積極的に取り組みます。」とあるが、新居を建てる際や移住者に地域の教科書やパンフレットを渡すだけでなく、もっと積極的に自治への加入を進めてほしい。消防団は各地域の自治会が管理をしているし、災害時の主体で活動している。大雪の時の生活道路の除雪も自治会がしている。その地域で生活をするのだから、自治会へ入って共に地域を住み易くして欲しい。				企画部
20	P6	1-1-2 地域自治・コミュニティ【後期基本計画における施策と展開方針】 1 地域自治組織との連携	次の一文を加えてはどうか。 ○多様化する住民に対応する新しい自治会(もしくは自治組織)の在り方について研究します。		価値観や生活様式の多様化などに対応する、新しい自治会の在り方について研究します。	ご意見を踏まえ、修正後欄の内容を追加します。	企画部
21	P7	1-1-3 人権尊重社会【後期基本計画における施策と展開方針】	【前期基本計画での主な取組】 ○これまでの事象に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の人権問題への取組を行いました。 【施策分野における現状と課題】 ○新型コロナウイルス感染症や疾病等についての知識や理解不足から、日常生活や学校、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。 →新型コロナウイルスの叙述があるが、【後期基本計画における施策と展開方針】1 人権意識の醸成と人権を守る取組の中でも触れる必要があるのではないかと感じた。前記計画からの情勢の変化を踏まえて対応を。			新型コロナウイルス感染症のみならず、社会情勢の変化や新しいコミュニティツールの普及等により、新たな人権侵害は生じ続けています。 【後期基本計画における施策と展開方針】では、個々の事例ではなく、全ての人権侵害が起こらないような社会を目指す施策の記載としたいと存じます。	文化スポーツ部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
22	P7	1-1-3 人権尊重社会 【施策分野における現状と課題】	○女性、子ども、高齢者といった社会的弱者や、障害者、外国人、犯罪被害者などの社会的少数者に対する様々な差別が今も存在しています。 としてはどうか。	女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者などに対する様々な差別が今も存在しています。	女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者などに対する様々な差別や人権侵害が今も存在しています。	・「社会的弱者」「社会的少数者」という言葉でまとめることが馴染まないため、その部分は現行のままとさせていただきます。 ・整理番号23のご意見に基づき「インターネット上以外のいじめ」を包括した「差別や人権侵害」という表現に修正しました。	文化スポーツ部
23	P7	1-1-3 人権尊重社会 【施策分野における現状と課題】	○インターネットやSNSの普及により、インターネット上のいじめや人権侵害が問題となっています。 →インターネット上以外のいじめ(学校以外で行われるもの。パワハラ、セクハラ等)についての記載は不要か。			ご意見を基に、整理番号22を「インターネット上以外のいじめ」を包括した「差別や人権侵害」という表現に修正しました。	文化スポーツ部
24	P9	1-1-4 男女共同参画社会 【施策分野における現状と課題】	○固定的な性別による役割分担意識や慣習、しきたりが、依然として家庭や地域に残っており、こうしたことを背景とした生き方の制約が、若者の地域離れの一因となっているという指摘があります。 →より強い表現とするため、「大きな要因」とできないか。		原案のとおり	若者の地域離れの一つの要因であると考えられますが、個人の事情や社会情勢、地域差などもあり「大きな要因」とは言い切れないため、現行のままとして存じます。	文化スポーツ部
25	P7	1-1-3 人権尊重社会 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 人権意識の醸成と人権を守る取組	○年齢に応じた学校人権教育、社会人権教育、企業人権教育などの人権同和教育を推進し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。 社会人権教育という表現(学校、社会、企業等)があるが馴染んだ表現かどうか。「人権同和教育」という表現について、他の市町村では「人権」と「同和」をどう関連づけているか。(高校現場ではそうした表現での取組みは最近見られていない)	年齢に応じた学校人権教育、社会人権教育、企業人権教育などの人権同和教育を推進し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。	学校や地域社会、企業などにおける人権同和教育を推進し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。	・「社会人権」については、他の自治体でも使用しており馴染んだ表現と考えますが、文章全体を見直し修正しました。 ・「人権同和教育」については、部落差別は現在も人権問題として解決に向けた取組が必要であるため、この表現を使用しています。	文化スポーツ部
26	P9	1-1-4 男女共同参画社会 【前期基本計画での主な取組】	○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、「イクボス・温か(あったか)ボス宣言」を推進しました。 →「イクボス・温か(あったか)ボス宣言」の推進について実績はあるのか。実績がある場合は、その記載はできないものか。	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、「イクボス・温か(あったか)ボス宣言」を推進しました。	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、「くるみん認定」、「えるぼし認定」、「イクボス・温か(あったか)ボス宣言」など、国・県の認証制度の取得を企業等に働きかけました。 ○用語解説 【くるみん認定】 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。 【えるぼし認定】 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定される。	・市役所職員については、毎年度、新任課長に宣言をしてもらっています。 ・企業、商工団体へ啓発を行いました。 ご意見をもとに具体例を追記して修正します。 また、修正に伴い、「くるみん認定」、「えるぼし認定」を用語解説に加ええます。	文化スポーツ部
27	P9	1-1-4 男女共同参画社会 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 男女共同参画社会の土台づくり	○幼少期から、性別に関わらず、個性と能力を発揮して、自らの生き方を確立する意識が育つよう、様々な場面で教育を推進します。 →様々な場面とはどのような場面か。具体例を示すことはできないか。	幼少期から、性別に関わらず、個性と能力を発揮して、自らの生き方を確立する意識が育つよう、様々な場面で教育を推進します。	幼少期から、性別に関わらず、個性と能力を発揮して、自らの生き方を確立する意識が育つよう、保育園や小中学校などでの教育を推進します。	保育園、小中学校の教育現場、お出かけ講座などを想定しています。 ご意見をもとに具体例を追記して修正します。	文化スポーツ部
28	P10	1-1-4 男女共同参画社会 【まちづくり指標(KPI)】	審議会等委員などにおける女性委員の割合 →目標値は妥当か。前期で何故進展しないのか。(最近の国際的な比較の教訓からも分析する必要がある)			男女共同参画白書によると、日本の国会議員に占める女性の割合は衆議院議員が9.7%、参議院議員が27.4%であり、諸外国(スウェーデン46.1%、フランス39.5%など)に比べ非常に低い水準になっています。伊那市議会における女性の割合は23.8%で、高い水準ではありません。 市の審議会委員選出の際には、各種団体に依頼して委員を選出いただいておりますが、可能な限り女性の推薦を依頼したり、組織の長などの役職にこだわらず性別や年齢を問わない推薦を依頼していますが、男性を推薦いただく場面が多く実績に結びついていません。固定的性別役割分担意識、昔からの慣習やしきたりの踏襲、役員への負担感などが要因として考えられます。目標値については、地域や各種団体に意識を持っていただき少しでも上昇すればというところで、実績値27.5%を上回る30%を設定しました。	文化スポーツ部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
29	P10	1-1-4 男女共同参画社会 【まちづくり指標 (KPI)】	審議会等委員などにおける女性委員の割合 ⇒数値を上げることイコール女性活躍ということでのよいのか。数値を上げることではなく、女性が本当に働きやすかったり、参画しやすい土台作りを進めていければよいのでは。			審議会等委員などにおける女性委員の割合は、実績値の27.5%と同じぐらいの数値で推移をしています。政治・行政等の方針決定過程に男女が共に参画することは、様々な視点を取り入れ誰もが暮らしやすい社会の実現につながると考えておりますが、多くの審議会では性別に偏りがあります。数値を上げることイコール女性活躍ということばかりではなく、暮らしやすい社会の実現するための一つの指標としたいと考えています。 本計画の取り組みにより、誰もが活躍できる社会の実現を目指します。	文化スポーツ部
30	P10	1-1-4 男女共同参画社会 【まちづくり指標 (KPI)】	様々な委員において、女性をどうしたら選出できるのかということにKPIに据える前に考えなければいけないのではないかと。			人々の心の中にある、固定的性別役割分担意識や性差に基づく偏見・人生観が、暮らし方・働き方に影響を与えています。また、こうした意識や人生観は、意図せず親から子へ、高齢世代から若年世代へ押しつけられ、幼少期から知らず知らずのうちに形成されるため、この押しつけをなくし、あらゆる世代で男女双方の意識を変えていく取組が重要だと考えます。今後も啓発活動に取り組みます。	文化スポーツ部
(再掲) 2	P2	1-1-1 協働・市民参画 【前期基本計画での主な取組】	市長への手紙によって住民意見の聴取をしているので、市長への手紙について記載するべきではないかと。		P11 1-2-1 行政運営 【前期基本計画での主な取組】 新たに下記の一文を加えます。 ○市長への手紙等により、市民の意見を広く聴取しました。	ご意見をもとに修正しました。	企画部
31	P11～ P12	1-2-1 行政運営 【施策分野における現状と課題】	○市民と行政双方に、全ての公共サービスは行政が直接行わなければならないという意識が強く存在していますが、最小の資源(人材、施設、財源など)で最大の効果を生み出すため、従来の行政と民間の役割分担を見直していく必要があります。 →「従来の行政と民間の役割分担を見直す」とあり、他の行の「民間委託」「民間活力の導入」などの表現も含め重要な指摘が多々ある。地域では市の下請の仕事(業務)が多すぎるのではないかとといった声も聞かれ、効率性や軽減するといった視点から協働の内容を再検討、整理したらどうかという点である。		原案のとおり	この項目では民間企業との関係について記述しています。 市民との協働については、「1-1-1 協働・市民参画」内に記述しており、行政と地域をはじめ、多様な主体による連携を推進するための施策について記載しており、また、地域の声につきましては、広く聴取をするように取り組んでおりますので、このままの記載とさせていただきます。	総務部 企画部
31-2	P11～ P12	1-2-1 行政運営 【施策分野における現状と課題】	○市民と行政双方に、全ての公共サービスは行政が直接行わなければならないという意識が強く存在していますが、最小の資源(人材、施設、財源など)で最大の効果を生み出すため、従来の行政と民間の役割分担を見直していく必要があります。 →P13にある正規職員の指標などは備考にあるようにあまり明確にならないのでは(幅を持たせるか、非正規職員にも配慮した表現が大切ではないかと)	【まちづくり指標 (KPI)】 正規職員数	削除	正規職員数につきましては、市町村合併後、効率的な行政運営を目的として、伊那市職員定員適正化計画に基づき職員数を削減してきていたことから総合計画の目標値としていました。 しかしながら、近年では行政課題や市民ニーズが複雑・高度化してきており、職員数を増加させる必要も考えられることから、総合計画の目標値からは除外することとします。	総務部
32	P11	1-2-1 行政運営 【施策分野における現状と課題】	○行政に対する要望が多様化しているため、常に行政情報の公開を行いながら、様々な方法で市民の意見を聴き、それを施策に生かすシステムを構築する必要があります。 →1-1-1 協働・市民参画では、すでに実施されているように受け取れるため、整合性がとれていないのではないかと。	○行政に対する要望が多様化しているため、常に行政情報の公開を行いながら、様々な方法で市民の意見を聴き、それを施策に生かすシステムを構築する必要があります。	○行政に対する要望が多様化しているため、常に行政情報の公開を行いながら、様々な方法で市民の意見を聴き、それを施策に生かすシステムを構築する必要があります。	ご意見をもとに修正しました。	企画部
33	P12	1-2-1 行政運営 【後期基本計画における施策と展開方針】 2 市民の視点に立った行政サービスの提供	○事務事業の有効性、妥当性について継続的に見直しを行い、既に目的を達成したものや市民ニーズに沿わないものは、 <u>廃止、縮小、統合を推進し、緊急度や優先度の高いものから実施することにより、業務の効率化や迅速化を図ります。</u> →この記載だと市役所内部のことになるので、 ○事務事業の有効性、妥当性について継続的に見直しを行うとともに、市民が求める行政サービスを的確に把握する中で、 <u>緊急度や優先度の高いものから実施することにより、業務の効率化や迅速化を図ります。</u> としてはどうか。	○事務事業の有効性、妥当性について継続的に見直しを行い、既に目的を達成したものや市民ニーズに沿わないものは、 <u>廃止、縮小、統廃合を推進し、緊急度や優先度の高いものから実施することにより、業務の効率化や迅速化を図ります。</u>	○事務事業の有効性、妥当性について継続的に見直しを行うとともに、市民が求める行政サービスを的確に把握する中で、 <u>緊急度や優先度の高いものから実施することにより、業務の効率化や迅速化を図ります。</u>	ご指摘のとおりですので、ご提案どおりに修正します。	総務部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議
会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
34	P13	1-2-1 行政運営 【まちづくり指標 (KPI)】	行政改革大綱の評価 ⇒市民がよくわからないのではないかと思います。これがどういったものでどう必要かということ等を備考等に追記していただくか、市民がわかりやすい表現にしていきたい。	(記述なし)	(用語解説に追記する説明) 行政改革大綱 行政サービスの向上や財政の健全化など、行政改革の取組みを推進するための基本的な指針として、平成18年の市町村合併以後、5年ごとに策定しているものです。令和3年度から令和7年度を期間とする第4次の大綱では、「次世代につながる持続可能な行財政運営の推進とデジタル社会への対応」を基本方針として、43事項に取り組んでいます。	行政改革大綱に関する説明を用語解説に追加します。	総務部事務局
35	P14	1-2-2 財政基盤 【前期基本計画での主な取組】	○健全化判断比率など財政指標の公表や公会計制度への取組などにより、財政の透明性を高め、公営企業を含めた市政全般について、自主性や自立性の高い健全な運営に努めました。 →財政のこのことを言っていると思うので、言い回しを変えられないものか。	○健全化判断比率など財政指標の公表や公会計制度への取組などにより、財政の透明性を高め、公営企業を含めた市政全般について、自主性や自立性の高い健全な運営に努めました。	○健全化判断比率など財政指標の公表や公会計制度への取組などにより、財政の透明性を高め、自主性や自立性の高い健全な運営に努めました。	「公営企業を含めた市政全般」の記述を削除します。	総務部
36	P14	1-2-2 財政基盤 【前期基本計画での主な取組】	○ふるさと納税や財政健全化プログラムによる収入の確保と支出の削減に取り組み、地方債残高の縮減や基金の積み増しを行った結果、実質公債費比率や将来負担比率が着実に改善しました。 →○ふるさと納税や財政健全化プログラムによる収入の確保と支出の削減に取り組み、地方債残高の縮減や基金の積み増しを行った結果、実質公債費比率や将来負担比率が着実に改善し、財政の健全化を図ることができました。 としてはどうか。	○ふるさと納税や財政健全化プログラムによる収入の確保と支出の削減に取り組み、地方債残高の縮減や基金の積み増しを行った結果、実質公債費比率や将来負担比率が着実に改善しました。	○ふるさと納税や財政健全化プログラムによる収入の確保と支出の削減に取り組み、地方債残高の縮減や基金の積み増しを行った結果、実質公債費比率や将来負担比率が着実に改善し、財政の健全化を図ることができました。	意見のとおり修正します。	総務部
37	P14	1-2-2 財政基盤 【前期基本計画での主な取組】	○指定管理者制度の活用により、公の施設の管理運営経費の削減に努めるとともに、総合評価や審議会審議等に基づく適正な制度運用に取り組みました。 →総合評価とはどういったものか。			指定管理者制度を活用している施設の管理運営状況について、施設所管課が、日報・月報、利用者アンケート、事業報告書等によって確認して総合的に評価する制度で、毎年実施しています。 管理運営が適正に行われているか確認するほか、サービス水準の向上、経費の縮減、安定した施設経営を図ること等を目的としています。 評価結果については、審議会への報告、市公式ホームページでの公表を行っています。	総務部
38	P14	1-2-2 財政基盤 【施策分野における現状と課題】	○財政状況を表す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、本市の財政は健全な状態ですが、実質公債費比率については、県内他市の平均(加重平均)と比較して高く、改善が求められます。 →下回っていることがいいことか市民にはわかりづらいのではないか。 ○財政状況を表す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準より良好な状況にあり、本市の財政は健全な状態ですが、実質公債費比率については、県内他市の平均(加重平均)と比較して高く、改善が求められます。	○財政状況を表す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、本市の財政は健全な状態ですが、実質公債費比率については、県内他市の平均(加重平均)と比較して高く、改善が求められます。	○財政状況を表す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準より良好な状況にあり、本市の財政は健全な状態ですが、実質公債費比率については、県内他市の平均(加重平均)と比較して高く、改善が求められます。	意見のとおり修正します。	総務部
39	P14	1-2-2 財政基盤 【施策分野における現状と課題】	○合併特例債の借入可能額は、残り少なくなっています。加えて有利な地方債も活用しに年限がある中で、市民生活に必要なハード整備は今後も続きます。 →地方債は積極的に使っていく方針なのか。前半と後半の文章のつながりに違和感がある。	○合併特例債の借入可能額は、残り少なくなっています。加えて有利な地方債も活用しに年限がある中で、市民生活に必要なハード整備は今後も続きます。	○今後も市民生活に必要なハード整備が続くことから、有利な地方債の活用が求められています。	償還に対し普通交付税の措置がある有利な地方債については、地方債残高に配慮しながら、必要な事業には積極的に活用していく方針です。(世代間の負担の平準化も考慮します) 意見をもとに修正します。	総務部
40	P14	1-2-2 財政基盤 【施策分野における現状と課題】	○合併特例債の借入可能額は、残り少なくなっています。加えて有利な地方債も活用しに年限がある中で、市民生活に必要なハード整備は今後も続きます。 ⇒前期計画を見たら、2つ目の丸の2行目に「必要に応じて有利な地方債を調整検討し、活用する」となっており、上との違いがわかりやすい表現になっていた。支障がなければ、前回の表現がよいのでは。			上記No. 39のとおり修正します。	総務部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
41	P15	1-2-2 財政基盤 【施策分野における現状と課題】	○用途を廃止した土地などの普通財産のうち、未利用財産については、早期に処分又は活用を進める必要があります。 →○市が所有する土地について、用途を廃止した土地などの普通財産のうち、未利用財産については、早期に処分又は活用を進める必要があります。 としてはどうか。	○用途を廃止した土地などの普通財産のうち、未利用財産については、早期に処分又は活用を進める必要があります。	○市が所有する財産のうち、未利用財産については、早期に処分又は活用を進める必要があります。	一般の方に分かり易くなるように修正します。	総務部
42	P15	1-2-2 財政基盤 【後期基本計画における施策と展開方針】	前項(1-2-1 行政運営)に「市民ニーズ」という表現があるが、財政について市民の生の声(要望・意見)を聞く姿勢を要望したい。			健全な財政基盤の確立に向け、事業の「選択と集中」を進めています。それぞれの事業課において、市民ニーズを良く把握したうえで、事業を選択をするように努めています。 また、議会の予算特別委員会において、予算案について特に審議していただいています。	総務部
43	P15	1-2-2 財政基盤 【後期基本計画における施策と展開方針】	市の借地について言及しなくてもよいのか。(買入れや返還など)	○公共施設等の維持更新経費の増大が見込まれる中、計画的かつ効率的な長寿命化の対応、施設の統廃合、延床面積の縮減、これらに必要な財源の確保などが課題となっています。	○公共施設等の維持更新経費の増大が見込まれる中、計画的かつ効率的な長寿命化の対応、施設の統廃合、延床面積の縮減、借地の解消、これらに必要な財源の確保などが課題となっています。	公共施設の安定した運営のため、借地は解消していくべきであると考えています。 (利用しなくなった施設の借地については、当然返還するものになりますので、返還について記載するは必要は無いと考えます。)	総務部
44	P18	2-1-1 自然 【前期基本計画での主な取組】	○保育園におけるシンボルツリーを通じた木育や「がるがるっこ」を育む保育、また、小学生を対象にした子どもエコツアーの開催や学校給食食農体験事業「暮らしのなかの食」など、地球環境問題や省エネ、自然に親しむ取組を通じて、幼少期からの環境教育を推進しました。 →「がるがるっこ」は自然教育なのか。「やまほいく」にしてはどうか。	○保育園におけるシンボルツリーを通じた木育や「がるがるっこ」を育む保育、また、小学生を対象にした子どもエコツアーの開催や学校給食食農体験事業「暮らしのなかの食」など、地球環境問題や省エネ、自然に親しむ取組を通じて、幼少期からの環境教育を推進しました。	○保育園におけるシンボルツリーを通じた木育や「信州やまほいく」の実践、また、小学生を対象にした子どもエコツアーの開催や学校給食食農体験事業「暮らしのなかの食」など、地球環境問題や省エネ、自然に親しむ取組を通じて、幼少期からの環境教育を推進しました。	「がるがるっこ」とは、おもしろがる、不思議がる、知りたがる、見つけたがる、試してみたがる、など意欲を持って行動できる子どものことです。伊那市では保育園にある「シンボルツリー」の観察や自然体験を通して、子どもの気づきを大切にしながら、遊びのなかで観察をしたり調べたりして意欲を引き出していく「がるがるっこ」の育成を目指しています。 また「やまほいく」とは、信州の豊かな自然環境を生かした野外活動を中心に、地域の伝統文化などを日々の保育に取り入れた特徴ある取組を実践している保育園を、長野県が「信州やまほいく」として認定するもので、市内の公立11園、私立3園で認定されています。 どちらも環境教育の例示として適当だと思いますが、「がるがるっこ」は、自然との関わり合いを説明する必要があることから、ここは「やまほいく」に差し替えます。	市民生活部
45	P18	2-1-1 自然 【前期基本計画での主な取組】	○自然環境を保全するため、衛生自治会を中心にアレチウリの市全域の一斉駆除を行うとともに、オオキンケイギク、ビロードモウズイカ等の外来生物(植物)駆除活動を行いました。 ○生態系の維持に向け、新山トンボの楽園や横山ザゼンソウの保護活動への支援、ライチョウサポーターのフォローアップ研修、外来動植物の駆除活動の実施及び支援などを行いました。 →記載箇所によって標記が違う。上段については、植物だけのことであれば「外来植物」でよいのではないのか。	○自然環境を保全するため、衛生自治会を中心にアレチウリの市全域の一斉駆除を行うとともに、オオキンケイギク、ビロードモウズイカ等の外来生物(植物)駆除活動を行いました。 ○生態系の維持に向け、新山トンボの楽園や横山ザゼンソウの保護活動への支援、ライチョウサポーターのフォローアップ研修、外来動植物の駆除活動の実施及び支援などを行いました。	○自然環境を保全するため、衛生自治会を中心にアレチウリの市全域の一斉駆除を行うとともに、オオキンケイギク、ビロードモウズイカ等の外来植物駆除活動を行いました。 ○生態系の維持に向け、新山トンボの楽園や横山ザゼンソウの保護活動への支援、ライチョウサポーターのフォローアップ研修、外来植物の駆除活動の実施及び支援などを行いました。	駆除活動を行ったのは外来植物なので、標記を「外来植物」に統一します。	市民生活部
46	P18	2-1-1 自然 【施策分野における現状と課題】	○山林や河川等への不法投棄が後を絶たず、地権者の適正な管理や監視等の強化が必要です。 →地権者だけのことか。行政も協力して行うべきことであれば、「地権者と協力した適正な管理」はいかがか。	○山林や河川等への不法投棄が後を絶たず、地権者の適正な管理や監視等の強化が必要です。	○山林や河川等への不法投棄が後を絶たず、地権者と協力した適正な管理や監視等の強化が必要です。	行政と地権者が協力して行うべきことなので、ご指摘のとおり「地権者と協力した適正な管理」とします。	市民生活部
47	P18	2-1-1 自然 【施策分野における現状と課題】	○子どもに対する環境教育プログラムは定着してきましたが、保育園や学校で学んだことが、更に家庭や地域への広がりにつながるような環境教育を、継続的に実施していく必要があります。 →子どもが広げるようにとれてしまうのではないのか。「保育園や学校で学んだことが、」を削除してはどうか。	原案のとおり	原案のとおり	市が環境教育プログラムを実施し、それを学んだ子どもたちが環境の大切さを家庭や地域へ広げていって欲しい、という意図で記載したものですので、原案のとおりとさせていただきますと思います。	市民生活部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
48	P18～P19	2-1-1 自然	各分野で「保全」「保護」「維持」「保持(P22)」等がそれなりに留意し使用されているが、用語の概念の把握はもとより直近の国際的な取り組みの成果を反映した内容に努めたい。「生態系や生物多様性を核とした～」の表現があるが、昨年末の国際会議では生物多様性の重要性が改めて指摘されている。保護と駆除などの問題を含め具体的な取り組みの必要性を強調したい。	【施策分野における現状と課題】 ○南アルプスの保護と活用にあたり、ユネスコエコパークとジオパークの取り組みを継続していく必要があります。今後は、行政の取組みだけでなく、地域団体の連携により、持続的に保護や活用する仕組みづくりが求められています。	【施策分野における現状と課題】 ○南アルプスの保全と活用にあたり、ユネスコエコパークとジオパークの取り組みを継続していく必要があります。今後は、行政の取組みだけでなく、地域団体の連携により、持続的に保全や活用する仕組みづくりが求められています。	令和5年「環境白書」第1部「総合的な施策等の報告」中の生物多様性に関する記述を確認したところ、「保全」は27か所、「保護」は16か所、「維持」は3か所で使われていました。このうち「保全」は生物多様性や自然環境など概念的な事象に使用され、「保護」は「保護地域」という使用が目立ちます。「維持」はもともと使用例が少数でした。 総合計画内の用語については、「保全」(14か所)は「自然環境」など概念的で対象の大きな事柄に対して、「保護」(6か所)は「希少な動植物」など保全よりも具体的な事柄に対して、「維持」(5か所)は「生態系」などさらに限定された事柄に対して使用しています。 この考え方によって再度確認したところ、【後期基本計画における施策と展開方針】で「5南アルプスの保全・活用」という字句が使われていたため、P19.5行目、同7行名の「保護」という字句は、「保全」に変更したいと思います。	市民生活部
49	P19	2-1-1 自然 【後期基本計画における施策と展開方針】 4 生態系の維持	4 生態系の維持 →「4 生物多様性の保全」としてはどうか。生態系と多様性の概念とその使用をそれなりに明確にしたい。	4 生態系の維持 ○希少な動植物を保護するとともに、生息・生育できる環境を守り、動物と人間が共存できる生態系の維持に努めます。また在来種を保護するため、外来生物の生息域を把握するとともに、駆除を進めます。	4 生物多様性の保全 ○2022年(令和4年)12月の生物多様性条約締約国会議で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に沿って、生物多様性を保全し、ネイチャーポジティブを目指します。 ○希少な動植物を保護し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性を維持するため、外来生物の生息域を把握するとともに、駆除を進めます。	最近の国際会議(COP15)での議論に言及し、そこで決定された世界目標を目指すこととしました。 また表題をご指摘のとおり「生物多様性の保全」に改め、「生物多様性」を構成する「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝的多様性」の維持について記載し、それに絡めて「保護」と「駆除」について言及する形に改めました。 なお「ネイチャーポジティブ」については、必要に応じて用語解説に掲載します。 ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復傾向に向かわせること。自然再興。	市民生活部
50	P19	2-1-1 自然 【施策分野における現状と課題】	○外来生物の生育域拡大により、在来種への影響が懸念されているため、繁茂している外来生物への対応のあり方を検討し、駆除していく必要があります。 →あえて対応を検討する理由は何か。(駆除ではないのか)			外来生物のうち、アレチウリ等の草本植物は種子ができる前に掘り取り・抜き取りを行えば効果的な駆除ができますが、ブツレアのような木本植物はノコギリなどによる伐採を行う必要があり、対応方法や難易度が異なります。 「対応のあり方を検討し」という記述は、一時的な駆除のみならず外来生物の根絶を目指すために、外来生物ごとに対応方法を変える必要があることから記載したものです。	市民生活部
51	P19	2-1-1 自然 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 水環境の保全	○森林整備による治山・治水や水源のかん養、河川清掃の実施により、市内河川の水質改善等を進めます。また、天竜川水系水質保全連絡協議会など、関係団体と連携し、事故等に対応します。 →何を想定しているのか。油流出事故であれば、「油流出といった事故等に対応します。」としてどうか。	○森林整備による治山・治水や水源のかん養、河川清掃の実施により、市内河川の水質改善等を進めます。また、天竜川水系水質保全連絡協議会など、関係団体と連携し、事故等に対応します。	○森林整備による治山・治水や水源のかん養、河川清掃の実施により、市内河川の水質改善等を進めます。また、天竜川水系水質保全連絡協議会など、関係団体と連携し、油の流出といった事故等に対応します。	油や薬品が水路や河川などに流出したり、水質の異常によって魚が死んでしまうことを「異常水質事故」と呼びます。事故の原因は交通事故、火災、機械類の誤操作・破損、油、薬品類の不適切管理などです。 この中で一番多いのは油の流出なので、ご指摘のとおり「油の流出といった事故等に対応します。」といたします。	市民生活部
52	P19	2-1-1 自然 【後期基本計画における施策と展開方針】 2 自然環境の保全	No.36と連動 ○各地区衛生自治会と協力し、啓発及び巡回を行うと共に、地権者による土地の適正管理を呼びかけ、市報等により啓発を行っていきます。また、警察とも連携し、不法投棄撲滅に取り組めます。 →No.36を「地権者と協力した」に修正する場合は、こちらも合わせて修正したい。			当該部分は、施策の一つとして、行政が地権者へ土地の適正な管理を呼びかけるという趣旨の文のため、No.46とは連動させず、原案どおりとさせていただきます。	市民生活部
53	P19	2-1-1 自然 【まちづくり指標(KPI)】	環境基準類型(三峰川) →これはずっと三峰川なのか。また、数値はAより上はないのか。			伊那市内で環境基準類型に指定されている河川は、天竜川と三峰川の2川ですが、天竜川は流域が広く伊那市単独の取り組みで水質を判断するのは難しいので、三峰川をまちづくり指標の対象としています。 数値の「A」は、長野県が検査をしている水素イオン濃度や化学酸素要求量、浮遊物質など生活環境の保全に関する環境基準によって、上から「AA」～「E」に分類されているものです。	市民生活部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
54	P21	2-1-2 景観形成 【前期基本計画での主な取組】	○伊那市景観計画及び景観条例により、良好な景観を保全するため景観行政を推進しました。また、伊那市独自の屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の適正な掲出と維持管理に向けた規制及び誘導を図りました。さらに、新たな景観形成住民協定締結の働きかけを行いました。 →締結した実績はないのか。(働きかけを行ったところまでか。)			2地区に締結の働きかけを行いました。住民協定には住民等の2/3以上の同意が必要であることから、住民による協定締結の動きには至りませんでした。	建設部
55	P21	2-1-2 景観形成 【前期基本計画での主な取組】	○伊那市景観計画及び景観条例により、良好な景観を保全するため景観行政を推進しました。また、伊那市独自の屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の適正な掲出と維持管理に向けた規制及び誘導を図りました。さらに、新たな景観形成住民協定締結の働きかけを行いました。 →伊那市独自は削除してもよいのでは。			条例の規制内容は市町村ごとに異なっており、伊那市の景観や社会情勢を考慮した条例となっていることから、記載のとおりとします。	建設部
56	P21	2-1-2 景観形成 【前期基本計画での主な取組】	○景観整備事業補助金などにより、景観形成に係る住民協定地区内の活動を支援しました。 →景観整備事業補助金とはどのようなものか。			景観形成重点地区や景観形成住民協定が行う良好な景観の形成に寄与する事業に対して交付する補助金で、屋外広告物の除去や改修、その他修景に資する行為に対して交付しています。 景観形成重点地区には事業費の3分の2以内(40万円を限度) 景観形成住民協定には事業費の3分の1以内(10万円を限度) 近年では、西箕輪五差路交差点の花壇整備や中条公民館入り口看板の整備に補助しています。	建設部
57	P22	2-1-2 景観形成 【施策分野における現状と課題】	田畑の中に造成した住宅地等のことについて触れたい。以下の内容を記載してはどうか。 ○計画性のない宅地開発地においては、混然(または雑然)とした住宅地と狭あいな道路が景観として好ましくありません。			第6章第1節第4項「都市計画」に適切な土地利用誘導について記載します。	建設部
58	P22	2-1-2 景観形成 【施策分野における現状と課題】	以下の内容を記載してはどうか。 ○後継者のいなくなった農地が荒廃し、美しい田園風景が維持できていない状態が出てきています。			景観行政として荒廃農地に対する具体的な施策展開はできませんが、第4章第1節第1項「農業」に耕作放棄地や荒廃農地への対応について記載します。	建設部
59	P22	2-1-2 景観形成 【後期基本計画における施策と展開方針】	後継者のいない農地の荒廃について、農の営みが美しい自然をつくるということを農業の計画とは別にここに書いていただきたい。			景観行政として荒廃農地に対する具体的な施策展開はできませんが、第4章第1節第1項「農業」に耕作放棄地や荒廃農地への対応について記載しますので、ここには記載しません。	建設部
60	P22	2-1-2 景観形成 【後期基本計画における施策と展開方針】 2 景観形成活動への支援	○伊那市景観形成連絡会と信州伊那アルプス街道推進協議会を統合し「伊那市景観協議会」を設立するとともに、同協議会や三風の会など景観関連団体と連携し、良好な景観の形成に向けた、市民・事業者・行政の協働による取組を積極的に推進します。また、住民協定の活動を支援するとともに、国道153号伊駒アルプスロード沿道において、適正な土地利用誘導に取り組みます。 →この部分は景観形成に書くところなのか。盛土によって景観を損なうという意見もある。			新たな道路整備により沿道の乱開発が危惧されることから、適正な土地利用誘導による建築物の制限により景観の維持に努める必要がありますので、記載のとおりとします。	建設部
61	P22	2-1-2 景観形成 【施策分野における現状と課題】 【後期基本計画における施策と展開方針】	【施策分野における現状と課題】 ○国道153号伊駒アルプスロード沿線における、周辺の良好な環境・景観の形成や保持のため、地域の特性に応じた対策を講じる必要があります。 【後期基本計画における施策と展開方針】 ○伊那市景観形成連絡会と信州伊那アルプス街道推進協議会を統合し「伊那市景観協議会」を設立するとともに、同協議会や三風の会など景観関連団体と連携し、良好な景観の形成に向けた、市民・事業者・行政の協働による取組を積極的に推進します。また、住民協定の活動を支援するとともに、国道153号伊駒アルプスロード沿道において、適正な土地利用誘導に取り組みます。 →「沿線」か「沿道」か統一されたい。	【施策分野における現状と課題】 ○国道153号伊駒アルプスロード沿線における、周辺の良好な環境・景観の形成や保持のため、地域の特性に応じた対策を講じる必要があります。 【後期基本計画における施策と展開方針】 ○伊那市景観形成連絡会と信州伊那アルプス街道推進協議会を統合し「伊那市景観協議会」を設立するとともに、同協議会や三風の会など景観関連団体と連携し、良好な景観の形成に向けた、市民・事業者・行政の協働による取組を積極的に推進します。また、住民協定の活動を支援するとともに、国道153号伊駒アルプスロード沿道において、適正な土地利用誘導に取り組みます	【施策分野における現状と課題】 ○国道153号伊駒アルプスロード沿道における、周辺の良好な環境・景観の形成や保持のため、地域の特性に応じた対策を講じる必要があります。 【後期基本計画における施策と展開方針】 ○伊那市景観形成連絡会と信州伊那アルプス街道推進協議会を統合し「伊那市景観協議会」を設立するとともに、同協議会や三風の会など景観関連団体と連携し、良好な景観の形成に向けた、市民・事業者・行政の協働による取組を積極的に推進します。また、住民協定の活動を支援するとともに、国道153号伊駒アルプスロード沿道において、適正な土地利用誘導に取り組みます	沿道に統一します。	建設部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
62	P22	2-1-2 景観形成 【後期基本計画における施策と展開方針】 3 日本一の桜の里づくりの推進	○「日本一の桜の里づくり計画」に基づき、市民による桜の管理体制づくりを推進するなど、市の花である「さくら」によるまちづくりを進めます。 →管理体制づくりについて述べているが、桜の木自体を増やすことも必要ではないのか。			市内には約12,000本を超える桜の定植が確認されています。 日本一の桜の里づくり計画の基本理念のとおり、伊那市に咲き誇る桜を大切にしながら、市民の桜に対する思いやり、愛着心の醸成を図り、「日本一の桜の里」を目指します。 これ以上の増加は、かえって数十年後の管理不足による景観の阻害が危惧されますので、これまでどおりの記載に留めたい考えです。	建設部
63	P22	2-1-2 景観形成 【後期基本計画における施策と展開方針】 4 自然景観の保全	○景観形成活動団体と連携し、二つのアルプスや清流、段丘緑地など、本市の特色ある景観を守る取組を推進します。 →「段丘」を「段丘崖」としてはどうか。	4 自然景観の保全 ○景観形成活動団体と連携し、二つのアルプスや清流、段丘緑地など、本市の特色ある景観を守る取組を推進します。	4 自然景観の保全 ○景観形成活動団体と連携し、二つのアルプスや清流、段丘崖緑地など、本市の特色ある景観を守る取組を推進します。	段丘崖に修正します。	建設部
64	P22	2-1-2 景観形成 【後期基本計画における施策と展開方針】	産業の箇所でもよいが、季節の花(桜、バラ他)を活かしたまちづくりについて触れたい。			第4章第3節第1項「観光」に、季節の花を生かしたまちづくりについて記載します。	建設部
65	P23	2-1-2 景観形成 【まちづくり指標(KPI)】	伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業協定締結数 →伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業とはどのようなものか。			道路、河川、公園等の公共施設の美化活動を行う団体と伊那市が協定を締結し、団体による清掃や美化活動に必要な清掃用具、花苗等の購入を支援する制度です。	建設部
66	P24	2-2-1 地域環境	「循環型社会」は近年のキーワードであり、難解な用語であるので、用語解説に加えられたい。		○【循環型社会】 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。	ご意見のとおり、用語解説に加ええます。	事務局
67	P24	2-2-1 地域環境 【施策分野における現状と課題】	○公害については、生活様式の変化や地域の繋がりの希薄化などにより、苦情の種類や状況も多様化しています。中でも野焼きについての苦情が多く、農業等必要な野焼きにおいても、苦情になりえるため、一層の啓発が必要となります。 →表現を工夫されたい。	○公害については、生活様式の変化や地域の繋がりの希薄化などにより、苦情の種類や状況も多様化しています。中でも野焼きについての苦情が多く、農業等必要な野焼きにおいても、苦情になりえるため、一層の啓発が必要となります。	○「公害については、生活様式の変化や地域の繋がりの希薄化などにより、苦情の種類や状況も多様化しています。中でも野焼きについては、場所や規模によっては苦情が寄せられることがあるため、周囲の生活環境に配慮した実施について、一層の啓発が必要となります。」	野焼きについては、火事と疑われる恐れがある場合は事前に消防署へ連絡をしていただく必要がありますが、延焼や周囲への迷惑にならないように実施する限り、禁止されてはいないため、このことを踏まえた表現に改めました。	市民生活部
68	P24	2-2-1 地域環境 【施策分野における現状と課題】	○太陽光発電設備の設置により、景観や自然環境等への影響や、災害の発生等が懸念される場合があり、規制等が必要となります。 →規制する条例が制定済みだと思うが、これはどういった意味か。(さらなる規制ということか)			ご指摘のとおり、太陽光発電設備により「景観や自然環境等への影響や、災害の発生等が懸念される」ことから、令和4年4月1日に「太陽光発電設備の設置等に関する条例」を制定しました。今後はこの条例に沿った対応を求め、太陽光発電設備の設置に対して必要な規制を行ってまいります。現時点でさらなる規制を加えることは考えてはおりませんので、この一文は削除します。 7/27の審議の結果、再検討し、No.69のとおりとします。	市民生活部
69	P24	2-2-1 地域環境 【施策分野における現状と課題】	○太陽光発電設備の設置により、景観や自然環境等への影響や、災害の発生等が懸念される場合があり、規制等が必要となります。 ⇒すでに規制する条例があるので、規制等が必要となるという記載を削除すると言う事だが、いずれにしても、条例を守っていただかないと困るので、今後、条例に従って整備しますといった条項にしていきたいと思う。営農型の太陽光をこれから推進していくので、それも加味した内容でお願いしたい。	○太陽光発電設備の設置により、景観や自然環境等への影響や、災害の発生等が懸念される場合があり、規制等が必要となります。	○野立ての太陽光発電設備は、その設置により景観や自然環境等への影響や、災害の発生等が懸念されます。今後普及が見込まれる営農型の太陽光発電設備も含めて、条例に沿った整備が求められます。	条例の対象は、「野立て」や「営農型」の太陽光発電設備で、どちらも条例に定める規制に沿った対応により設置が可能になりますが、特に規模の大きい「野立て」については、より厳しい規制内容になっています。	市民生活部
70	P25	2-2-1 地域環境 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 環境基本計画の推進	屋根乗せ太陽光発電設備の設置推進について入れる必要はないか。	○太陽光発電設備設置計画に対しては、条例に沿った対応を求め、条例の目的が達成されるように取り組みます。	○太陽光発電設備設置計画に対しては、条例に沿った対応を求め、条例の目的が達成されるように取り組みます。また、温室効果ガスの排出削減に有効で、災害時の備えとしても有用な屋根載せ太陽光発電設備の促進に努めます。	「屋根載せ」の太陽光発電設備は、条例の対象ではなく「ガイドライン」に沿った設置になりますが、伊那市では、一般家庭、企業が設置する「屋根載せ」太陽光発電設備に対しては、期限を区切った補助制度を設け推進しておりますので、そのことについての一文を加えます。	市民生活部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
71	P25	2-2-1 地域環境 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 環境基本計画の推進	○太陽光発電設備設置計画に対しては、条例に沿った対応を求め、条例の目的が達成されるよう取り組みます。 ⇒現状では、景観についてだけでは規制できない。この条例を評価して、更なる検討をしてもらいたい。そのような形で文面に入れるかどうかも含めて、進めていただきたい。	○太陽光発電設備設置計画に対しては、条例に沿った対応を求め、条例の目的が達成されるよう取り組みます。	○太陽光発電設備設置計画に対しては、条例に沿った対応を求め、条例の目的が達成されるよう取り組みます。また、温室効果ガスの排出削減に有効で、災害時の備えとしても有用な屋根載せ太陽光発電設備の促進に努めます。	太陽光発電設備の設置には、隣接地権者や隣接区の同意が必要です。ただし、景観による影響を受けるのは、それらの方々に留まらず、極言すれば設備が見える範囲にお住まいの方すべて、ということになります。これらの方々全員から同意を得ることは現実的ではありませんので、景観に絡めて規制を強化する条例改正は困難かと思えます。 ただし、条例第13条第1項第4号には、事業者が事業実施の同意を受けるべきものとして「市長が必要と認めた個人または組織等の代表者」があげられています。想定外の事態に対応するために定めた条項で、具体的にはどのようなケースが該当になるか明示していませんが、景観が理由で反対があるような場合は、この条項の運用で対応することになると思います。	市民生活部
72	P26	2-2-1 地域環境 【まちづくり指標 (KPI) 】	公共施設の照明のLED化進捗率 →目標値の100%は、現状値36.2%から考えると高すぎないか。	目標値：100%	目標値：95%	公共施設の照明のLED化については、かつては市が直接工事を行うのが一般的でしたが、今般は業者がリース契約で工事を行う例が増えているので、従来より早く進捗すると考えています。ただし、公共施設のなかには普段ほとんど利用されない照明器具も一定程度あり、その全てをLED化するのは現実的でないので、目標値「100%」は「95%」に改めたいと思います。	市民生活部
73	P26	2-2-1 地域環境 【まちづくり指標 (KPI) 】	カーボンニュートラルを達成するための二本柱の一つである省エネのことをLEDであれば、もう一つの柱である再生可能エネルギーをどうやって増やしていくのかというための指標があってしかるべきではないか。公共施設は比較的大きな面積で条件のいいところに建っているから太陽光を設置するのも一つだし、営農型の太陽光発電を積極的に誘致するとかもある。		原案のとおり	再生可能エネルギーの増加に関する指標は、2章2項2節「低炭素社会」の中に、「再生可能エネルギー導入の促進」について記述とともに、KPIとして「ペレットボイラー等木質バイオマス熱供給設備の設置数」を設けています。再エネの普及については、こちらでの記載としたいと思います。	市民生活部
74	P27	2-2-2 低炭素社会 【施策分野における現状と課題】	○木質バイオマスエネルギー設備の導入推進を図るとともに、燃料となる原木を安定的に調達できるようにする必要があります。 →原木の調達だけでよいのか。製造設備等については言及しなくてよいのか。	○木質バイオマスエネルギー設備の導入推進を図るとともに、燃料となる原木を安定的に調達できるようにする必要があります。	○木質バイオマスエネルギー設備の導入推進を図るとともに、燃料となる原木の安定的な調達と、製造設備等の整備を促進する必要があります。	左記については、「燃料となる原木の安定的な調達と、製造設備等の整備を促進する必要があります。」とします。 伊那市では、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の採択を受けて、令和6年度に上伊那森林組合の木質ペレット製造ライン新設に対して補助を行うほか、令和8年を目途に木質チップ製造設備（場所未定）の建設に対して補助を行う予定です。	市民生活部
75	P27	2-2-2 低炭素社会 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 伊那から減らそうCO2!!	「伊那から減らそうCO2!!」のような呼びかけの表現はよいと思うので、他の項目でも使えないものか。 例：P25「3 公害防止への取組」→「公害防止に取り組もう!!」		原案のとおり	「伊那から減らそうCO2!!」は、伊那市二酸化炭素排出抑制計画の主題として対外的にも使っているものです。他の「施策と展開方針」でこのような呼びかけの表現を使うとなると、計画を通した全体的な調整が必要になります。	市民生活部
76	P27	2-2-2 低炭素社会 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 伊那から減らそうCO2!!	ゼロエネルギー住宅やゼロエネルギービルディングに関して、県は公共建築のゼロエネルギー化推奨とか、中古リフォームのゼロエネルギー化を積極的に謳っているの、市の計画でもどこかに載せてはどうか。	○市有施設における再生可能エネルギーの導入やエネルギー機器の高効率化を推進します。 ○家庭や事業所における照明のLED化、エネルギー機器の高効率化、木質バイオマスボイラー等の導入を促進します。	○市有施設における再生可能エネルギーの導入やエネルギー機器の高効率化を推進し、施設のZEB化を目指します。 ○家庭や事業所におけるZEH化、ZEB化を推奨し、照明のLED化、エネルギー機器の高効率化、 <u>屋根載せ太陽光発電設備</u> 、木質バイオマスボイラー等の導入を促進します。	ゼロエネルギー住宅（ZEH）、ゼロエネルギービルディング（ZEB）についての言及を加えます。 必要に応じて用語解説に掲載します。 ZEH：ゼッチ、net zero energy house。太陽光発電と断熱性能の向上、省エネ機器等により、消費する量以上のエネルギーを自ら生み出す家。 ZEB：ゼブ、net zero energy building。太陽光発電と断熱性能の向上、省エネ機器等により、消費する量以上のエネルギーを自ら生み出すビル。	市民生活部

第2次伊那市総合計画後期基本計画(原案)に対する意見整理表(協議後)

資料No.1-1

令和5年8月22日 第4回審議会

【第1章・第2章】

整理番号	修正前の頁	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局または事務局の考え方	担当部局
77	P28	2-2-2 低炭素社会 【後期基本計画における施策と展開方針】 1 伊那から減らそうCO2!!	○政府の地球温暖化対策計画に基づき、2030年度における本市の温室効果ガス排出量を、2013年度（平成25年度）に比して49%削減します。 →49%の算定根拠は。			国は、2050年カーボンニュートラルを宣言し、そのために「2030年度において温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦をつづけていく。」としています。 長野県はゼロカーボン戦略において、2030年度の温室効果ガス排出量を2010年度比53%削減するとしています。なお、この数値は国と基準年度が異なるため、単純な比較はできません。 どちらの目標値も、2050年カーボンニュートラルを実現するために必要な数値を逆算（バックキャストイング）したもので、具体的な数値の積み上げ結果ではありません。 伊那市の掲げる2013年度比49%削減は、基準年度を国と同じ2013年度として、県の53%削減を参考に算出した数値です。伊那市は、広い森林面積を背景に、温室効果ガスに対して一定の森林吸収量が見込めるため、国よりも高い目標値としています。	市民生活部
78		全体	序論の11Pに「デジタル田園都市国家構想を掲げ～」とあるが、これは2021年に岸田首相が提唱したもので読んでも不確定な内容が多い。こうした国の計画を参照して上げるには、重要な諸計画が沢山ある。（例：2015年「女性活躍推進法」2016年「異次元の金融緩和」「新型インフルエンザ特別措置法」など枚挙に暇なし）項目によっては、精選して扱いたい。			精選して扱うように検討します。	事務局
79		全体	前期計画の項目に沿って検討する手法はいいが、5年も経ると様々変化する。そうした事態に柔軟に対応する斬新な計画にしたい。			前期計画を踏まえつつ、社会の状況に即して視点を変えていくということを、後期計画策定の指針としたいと考えております。	事務局
80		全体 【まちづくり指標（KPI）】	まちづくり指標全体を見ていくと、難しい言葉や初めて聞くような言葉があるので、初めて見る人でもわかりやすいように備考への記載や用語解説への掲載をお願いしたい。			まちづくり指標全体について、再度、確認します。また、審議会において、委員各位の目線でご確認をいただき、市民にとって、この指標は理解し難いのではないか、なじみがないのではないか、といったものがございましたら、引き続き、ご指摘をお願いします。	事務局